

## 第93回 人口・社会統計部会 議事録

1 日 時 平成30年11月19日（月）10：00～12：00

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

**【委員】**

白波瀬 佐和子（部会長）、北村 行伸、嶋崎 尚子、永瀬 伸子

**【専門委員】**

勝浦 正樹（名城大学経済学部経済学科教授）

**【審議協力者】**

財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

**【調査実施者】**

厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計室：中村世帯統計官ほか

厚生労働省政策統括官付参事官付統計企画調整室：細井統計企画調整官

**【事務局（総務省）】**

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、肥後次長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：澤村統計審査官、宮内調査官ほか

4 議 題 国民生活基礎調査の変更について

5 議事録

○白波瀬部会長 おはようございます。第93回人口・社会統計部会を開催いたします。お忙しい中、御出席いただきまして、大変ありがとうございます。

本日は、11月8日に開催しました前回部会に引き続きまして、国民生活基礎調査の変更について審議を行います。

なお、本日は、黒澤専門委員のほか、審議協力者の東京都及び神奈川県が所用により御欠席です。

それでは、審議に入る前に、本日の配布資料について、事務局から説明をお願いします。

○小日向総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 それでは、資料の御確認をお願いします。本日の配布資料は、資料1として、前回部会において整理・報告が求められた事項に対する調査実施者の補足説明資料をお配りしています。また、資料2-1として審査メモ、資料2-2として審査メモで示した論点に対する調査実施者の回答、資料3として所得票の調査項目の一部見直し案を配布しています。

このほか、参考資料として、11月12日に別途開催されました全国消費実態調査に係る部会の審議状況の資料をお配りしています。

また、席上配布資料としまして、A4の1枚紙ですが、「郵送回収の前倒し導入について」という資料をお配りしています。

ここまでの資料につきまして、不足がありましたら、お申し付けください。以上です。

**○白波瀬部会長** ありがとうございます。それでは、審議に先立ちまして、本日の進め方等につきまして、3点ほどお伝えしたいと思います。

1点目は、今後の審議スケジュールについてです。国民生活基礎調査の審議につきましては、これまで審議状況等を総合的に判断し、既に事務局から日程調整の上で連絡させていただきましたとおり、12月6日木曜日に4回目の部会を開催させていただきます。皆様には、お忙しいところ誠に恐縮ですけれども、引き続き御審議、御協力をお願いします。

2点目は、本日の審議の進め方についてです。まず、前回部会におきまして、委員等から再整理・追加説明を求められた事項を中心に、前回答申における今後の課題に対する調査実施者の補足説明を踏まえて審議することとします。今後の課題への対応状況の確認は、これまでの2回の部会で審議してきましたが、共通認識を得るには至っておりませんので、今回も引き続き丁寧に審議を進めまして、部会における共通認識を得たいと考えています。その後、審査メモに沿って、今回の変更計画に関する審議を進めたいと考えています。

3点目は、本日12時までの審議を予定しておりますけれども、審議の状況によりましては、予定時間を若干過ぎる可能性もあるかと思えます。その場合、御予定のある方につきましては、退席いただいて結構です。

以上、よろしくをお願いします。

それでは、資料1-1及び1-2に基づきまして、前回部会において整理・報告が求められた事項、厚生労働省からの提案について審議を行います。

前回部会では、3点について追加説明を求めました。まず1点目は、試験調査において郵送回収された世帯の属性、2点目は、調査対象外とされている施設入所者のいる世帯の割合及び施設入所者数の推移、そして3点目は、国勢調査結果に基づく拡大乗数を用いて推計した高齢者世帯の世帯人員が国勢調査結果と乖離する理由についてです。

さらに、推計方法の改善やオンライン調査導入に向けたスケジュール、郵送回収導入の前倒しを含めた導入時期・実施方法等について、具体的な方針を示していただきますよう調査実施者に求めたところです。

まず、前回部会における3点の御指摘につきまして、資料1-1に基づきまして、厚生労働省から追加説明をお願いいたします。

**○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官** 資料1-1の1ページ目を御覧ください。試験調査において郵送回収できた世帯の属性です。赤枠で囲っております単独世帯は約6割強となっています。そのうち、20歳代の単独世帯が一番多くなっています。こうしたことから、郵送回収で目指しています若年単身世帯の捕捉に一定の効果があると考えています。

次に、2ページ目を御覧ください。国民生活基礎調査の世帯票では、老人福祉施設などに入所している、世帯から離れている人の状況を把握しています。表に掲載しています老人福祉施設入所者のいる世帯は、全世帯の約1%程度で推移しています。実際に世帯から

離れている人の数は、ほぼ1人が多いということです。

次に、3ページ目を御覧ください。試算2で80歳以上の世帯員の人数が推計人口と乖離する理由です。この前お示ししたグラフ（11月8日第91回人口・社会統計部会配布資料2-2別紙4の14ページ）では、80歳以上の推計人口が過小に出ています。その理由の1点目です。試算2は平成22年国勢調査ベースの世帯割合に合わせに行くという補正をしています。平成22年国勢調査ベースの世帯は、一般世帯で割合を出していき、施設等の入所者、「施設等の世帯」は含まれていません。このために、この「施設等の世帯」は推計上考慮されないため、特に入院者・入所者が多い80歳以上の世帯員は、過小な推計になったと考えています。一方で、推計人口は入所者等も含めた数となっています。よって、80歳以上の世帯員の人数が、推計人口と乖離したと考えています。

理由の2点目です。試算2では、世帯構造と世帯主年齢階級による表1にありますような拡大乗数を適用します。この拡大乗数は該当する全ての世帯に適用されます。例として、資料の点線による囲み部分に記載しています。2人以上の世帯で、世帯構造が3世代、世帯主年齢階級が55歳から59歳の場合、例では4人世帯ですけれども、全ての世帯員に同じ拡大乗数603.8が適用されます。こういう拡大乗数が、必ずしも各世帯員に対して適切な拡大乗数が適用されていないということであり、80歳以上にかかわらず、年齢階級別の世帯員の人数と推計人口には乖離が生じると考えています。

○白波瀬部会長 資料1-1で1回止めましょうか。前回の宿題でしたので。これにつきまして、御質問、コメントありますか。

それでは、永瀬委員、どうぞ。

○永瀬委員 資料をありがとうございました。資料の2ページ目の老人福祉施設入所者のいる世帯数は、平成22年ですと約49万人か50万人ぐらいでよろしいでしょうか。国民生活基礎調査の対象世帯の中で、自分の世帯には施設入所者がいると回答した人が約50万人。そして、その裏側の3ページ目に行きますと、平成22年国勢調査では「施設等の世帯」の80歳以上の世帯員は117万人ですから、国民生活基礎調査は80歳以上とは限定しておりませんが、主に施設等に入っている方が、もしも80歳以上と仮定すると、大体、同居世帯員の1人として施設に入っている人というのは、施設に入っている高齢者の4割ぐらいと理解してよろしいでしょうか、というのが質問の1つ目です。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 そのとおりです。

○白波瀬部会長 50万世帯ですね、人ではなく。

○永瀬委員 あと、次のもう1つの質問です。拡大乗数を使うと、世帯主が四十代、五十代は高めに推計されて、80代や若いところは低めに推計されるのは、基本的には世帯主は四十代、五十代の人が多くて、若い人たちや高齢者は世帯主ではない人たちなので、世帯主の拡大乗数を適用すると、そのような関係性が立ち現れることになるという理解でよろしいですか。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 試算2は世帯構造と世帯主の年齢で拡大乗数を作りますので、例えば、高齢の夫婦世帯とか高齢単身の世帯は、ここにありますような、例えば70歳以上のところの拡大乗数が使われます。現役世代と高齢者が一緒に

住んでいる場合、現役世代が世帯主の場合には、例えば55歳から59歳の拡大乗数が適用されますので、あくまで世帯数に合わせに行ったときに、世帯人員も同じように拡大乗数が適用されるということです。

○永瀬委員 ですから、例えば50歳代の男性などですと、主には世帯主の場合が多いので、その拡大乗数を使って推計すると、世帯主として表れない人もいるので、高めに推計されるのですね。私の理解は、違っていませんか。

例えば80歳代の人だと、「単独」の人もいれば、例えば「夫婦のみ」の中に入っている人もいれば、「夫婦と未婚の子」の中に入っている人もいれば、「独り親と未婚の子」の中に入っている人もいれば、「3世代世帯」の中に入っている人もいます。つまり、世帯員として、様々なところに80歳代の高齢者はいるけれども、拡大乗数は特別には考えていなくて、世帯主に合わせているので、例えば世帯主が50歳代の世帯に80歳代の人がいれば、世帯主50歳代男性の拡大乗数を80歳代の高齢者にも一緒に掛けてくる。そのため、ずれが出てくる。あるいは高齢者の夫婦世帯で、夫が例えば80歳代で、妻が60歳代だとすると、60歳代の人にも80歳代の乗数が掛かってくる。60歳代の女性が例えば夫婦と未婚の子と住んでいるような人たちもいるなど、様々な世帯に存在するので、そこでずれが生じるという理解でよろしいですか。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 はい。

○白波瀬部会長 もう少し簡単に言いますと、若年層においては独り暮らしとかは少なくなっていて、親と一緒に住んでいるケースがあり、拡大乗数は個人から見たら、本来は親に掛かる拡大乗数に若年層が掛かっている部分が多いために、実際よりも過大評価されるというお話のような気がしますけれども、基本的に御理解はそれでいいと思います。ほかには、いかがでしょうか。

それでは、嶋崎委員。

○嶋崎委員 郵送回収の試験調査での結果についてお知らせいただき、ありがとうございました。今日出していただいた情報は、試験調査のAの訪問回数制限がない場合の回収についての概要でした。3回の制限をしたBの場合においても、同じような結果だったのでしょうか。

○白波瀬部会長 これは合計した結果ですね。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 今回お示ししたのは試験のAの結果です。

○嶋崎委員 無制限で今回採用する方式の方だと思うのですがけれども。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 試験Bの方も、集まった郵送回収の世帯で全体が110ですけれども。

○嶋崎委員 120ではないですか。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 110で、単独世帯が64ですので、約6割近くということです。

○嶋崎委員 分かりました。ありがとうございます。

○白波瀬部会長 回収された世帯の属性分布は大体同じ感じですか。試験Aと試験Bで変

わりないということですか。前は試験Aの方がよろしいのでというのを強調されていたように思うのですけれども、試験Aと試験Bの結果は同じですか。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 大体同じぐらいです。

○白波瀬部会長 ということは、試験調査の結果からは、調査員の御負担を考えると、試験Bでもいいという考え方になり得るということですか。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 いや、試験Bでやると、調査員回収が極端に落ちてしまうということで、それはよろしくないということです。郵送回収で集まった世帯の属性は大きく変わらないということです。

○中川厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計室長補佐 回収されたものの属性は変わらないのですけれども、全体の回収率は当然落ちる、回数制限した方が落ちるということです。

○白波瀬部会長 接触回数が少ないからということですね。

○中川厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計室長補佐 そうです。訪問回数が少なくなっています。

○白波瀬部会長 そうですね。解釈が難しいですね、どちらとも取り得るといいますか、調査の仕方自体が違うことになりますので。訪問回数が違うとなると、その分は自然増となりますから、比較するのであれば、若干考慮してやらないと、正確には分からないと思います。

勝浦専門委員、御意見ありますか。

○勝浦専門委員 前回欠席してしまったので勘違いかもしれませんが、お伺いします。本日の資料の1ページ目の郵送回収の資料で、20歳代が多いとなっていますけれども、これは回収率で見ると、どのぐらい郵送となっているのでしょうか。20歳代が多く対象となっていたら、その分多く郵送回収となるのは当然だと思のですが。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 試験Aの郵送回収に切り替えた世帯に対し、郵送で調査票の返送があった世帯の割合というのが19.6%と約2割になっています。一方、試験Bでは、郵送回収に切り替えた世帯に対して、郵送で調査票の返送があったのは約3割となっています。しかしながら、試験Bというのは、調査員回収が51.6%と非常に低くなっています。

○勝浦専門委員 私の質問は、世代ごと、年齢ごとの回収率に大きな違いというのはあるのでしょうかということです。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 郵送回収に切り替えた全ての世帯の世帯主の年齢や属性が分からず、回収できた世帯でしか世帯主の年齢が分かりませんので、回収率の世代や年齢ごとの結果は出ません。

○白波瀬部会長 なぜ分からないのですか。そこが一番ポイントのような気がするのですが。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 世帯の方と会えないからです。分母が分からないのです。

○白波瀬部会長 今、勝浦専門委員からの御質問は本当に基本的なところで、全体分布が

若年層に偏っていたら、それを回収された中でのみ単純に分布を取っても、元々、若年の方が多く訳ですから、回収率が高くなるのは当然ではないのかという極めて基本的な質問かと思えますけれども、その辺りは御検討されていませんか。

つまり、若年層になかなか会うことができないのを改善するために郵送回収を導入する検証として、分かりやすく説得力のある結果資料としては、実際の年齢区分の分布があって、若年層が多いのだけど、郵送回収を用いなかった場合に低かった回収率と比べて、郵送回収を導入したら回収率が高くなったということを表せるものが本当は欲しいなというところです。

今、分からない、会えないとされた部分について、試験調査を行うのであれば、何か工夫されるとよかったなと思うのですが、現実的には世帯と会えなかったから仕方が無いのでしょうか。でも、これだけ回収があったということは、恐らくは。

○嶋崎委員 効果はあるということでしょうね。

○白波瀬部会長 いえ、ですから効果としては見えません。

○嶋崎委員 効果ではなく、実態として。

○白波瀬部会長 効果は見えないけれども、実態としてはどうですか。

○勝浦専門委員 あまりよく見えませんね。ですが、確かに、調査実施者がおっしゃるとおり、事前には分からないものでしょうね。例えば、国勢調査の情報を使うとかもできない訳ですから。そのようなものを使えば、何か郵送回収を行った属性は分かるような気がします。

○白波瀬部会長 そうですね。一応、国民生活基礎調査の調査地区は母集団が国勢調査になっていますので、回収された世帯の本当に単純集計になるのですが、年齢分布を見てもらって、それでどれだけ結果が乖離しているのかというのがないと良いのですが。もちろん、厳密にはありませんけれども、何か出し方として工夫があるのではないかと思います。ただいまの御説明で郵送回収の効果があるとするのは、厳しいという気がします。

どうぞ。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 前々回になりますけれども、最初に世帯構成で4つの試算を比べて説明いただいたときに、国勢調査の結果に合わせる試算2について、一番乖離が出ているのは、この若年層、29歳以下ぐらいのところを中心に、その前後が非常に落ちているということでした。これは、言い換えれば、この層をいかに把握するかが今回の見直しの大きな眼目であったはずですが。その意味で言えば、この1ページの資料では、一定の効果はあるものの、これで全てが解決するという訳ではないと思います。北村委員、勝浦専門委員が前回メモを出していただいたように、オンライン調査の推進であるとか、そういうことも含めて対応するしかないと思います。ただし、この郵送回収を導入することについては、やらないよりは、やった方が良いということなのかという気もしております。

○白波瀬部会長 いえ、その説明はおっしゃるとおりなのですが、今の議論は、要するに、説明資料の出し方として、結局、この検証は何も効果について言及していないの

ではというのが一番の重要なポイントです。ですから、今、澤村審査官がおっしゃったような方向性というのは、議論を積み上げた結果から、郵送回収を導入することで、若年層の回収率が向上するらしいということは、何となく皆様、理解はしているのです。

いかがですか。北村委員、勝浦専門委員、もし何かありましたら、お願いします。

○勝浦専門委員 厚生労働省の説明のとおりだと思いますので、私は、郵送回収の導入は効果がないと言っているのではありません。調査対象数が増える訳ですから、一定の効果はあると思いますし、郵送回収というのは必要だとは思っています。ただ、検証結果の見せ方として、郵送回収を導入することは、この結果をもって若年層が増えたから効果があるということには、疑問が残ります。他の年齢層のところもきちんと取れているのに、若年層にだけ効果があるように強調されるのは、抵抗があります。

○白波瀬部会長 北村委員、どうですか。

○北村委員 これについては、他にどのような方法があるのかというのは、先ほど勝浦専門委員がおっしゃったように、何か事前に行政記録のようなものを用いて、ここの世帯には、こういう世帯員がいるというプレ情報のようなものが分かれば重要だと思うのですが、そういった情報は使わないのですよね。事前調査ですね。なので、訪問したが会えない場合は、その世帯にどういう世帯員が住んでいるかが分からないまま調査は終わってしまいます。何かそこは工夫の余地があるのかと思います。

○白波瀬部会長 検証の時間が少なく、予算も限られている中で試験調査をされている事情はあるとは思いますが、検証結果を出すときには、その限界も含めて説明されてもいいと思います。要するに、一番危険なのは、多くの人たちに誤解を与えたままで結果だけ出して、それが違うのではないかというコメントに対応できないというのが、一番困ると思っています。勝浦専門委員や嶋崎委員、そして私も、今の検証結果だけで、この郵送回収をそこまで強気で導入しても良いのだろうかと感じています。比較対象として、国勢調査を持ってくるのも、なかなか難しいかと思います。国勢調査とは分布で合わせても、内容が全然違うので、郵送に変えたところで、比較は難しいですね。

だから、属性は分からない、回収できたところの中ではこうした結果となったことは記載されても良いと思います。少しその辺りは丁寧に御説明いただいた方が良いのではと思います。回収できなかった世帯に対して、郵送でも回答できるようにしたというところでしょうか。どうでしょうか。

しかし、郵送回収は一定の効果があるとされていますが、効果と言われると、本当かなといえますか、なかなか証明することは難しいのではないかと思います。

○嶋崎委員 若年単独世帯の捕捉に一定の効果があるという、その捕捉で導入するということではないですか。回収率の向上に効果があるとは言っていないということですね。

○白波瀬部会長 そうですね、捕捉に向けての方策の一つということですね。

○嶋崎委員 回収率の向上への効果は判断できませんね。

○白波瀬部会長 判断できませんので、そうしたことに言及してはいけない。あるいは、言及しない方が良いと思うのです。資料の書き方としては、捕捉に対する一つの方策の御提案として考えるのはいかがでしょうか。回収率向上への効果があるかどうかは、これか

ら検証ということもあると思います。郵送回収の一部あるいは全面導入によってどうなるかは、これからも議論を続けなくてははいけません。

ですから、この時点で、これだけのサンプル数で効果があるというのは甚だ危険でもありますので、若年単独世帯の捕捉に対する一つの方策、手立てとして、郵送回収を導入したいという程度でいかがでしょうか。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 実際には会えなくて郵送調査の対象に切り替わった世帯が25%ぐらいあり、その対象世帯のうちの2割ぐらいが郵送によって回収できている訳ですね。という意味で、何もしなければ、そのまま未回収に終わる世帯が回収できていると考えています。

○白波瀬部会長 ですから、全体としての回収率が上がる可能性があるので郵送回収に踏み込んだと言う方が説明としては良いのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 厚生労働省としても、全体として、おっしゃられたようなことを考えております。

○白波瀬部会長 それでは、資料を作成されるときに、今のような方向で修正をお願いいたします。北村委員、いかがでしょうか。

○北村委員 今の方向性で良いと思いますが、今のですと、若年の回収率が上がるとは言えないような気がします。それと、試験Aと試験Bの違いがまだしっくりきていません。調査員により訪問回数を切らないやり方と3回で終えるやり方があります。それを例えば、8回で終えるようにしたらどうなのでしょう。大半の訪問回数が8～10回ぐらいでおおむね終わっているような気がします。訪問回数の頻度の制限を、もちろんぎりぎりまでやってもらうのですけれども、実際には8回とかで終わっていると理解しています。期限ぎりぎりまで訪問してもらいやり方が今までのやり方であって、訪問を3回で終えるというのは、今回の試験調査において仮定されたやり方という理解でよろしいのでしょうか。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 試験Aの訪問回数の制限なしというのは、これまで実際に行ってきた方法になります。試験Bは、1回目の訪問を1回と数えて、3回連続会えない場合は、そのタイミングで郵送回収に切り替えるという方法です。試験Bで調査を行うと、本来、ずっと提出期限ぎりぎりまで調査員が訪問に努めて回収できていた調査員回収の部分が大きく減少します。それに代わって3回で切り替えるので、訪問に切り替えた世帯の回収は3割程度しかなく、調査員がこれまで頑張っていた状況による回収率が見込めなくなることで、トータルとして、試験Bは結果が芳しくないということだろうと思っております。

○北村委員 オペレーションリサーチの分野では、何回面接すれば最適な秘書が選べるかとか、何回ぐらい訪問するのが最適かというような、いろいろな数値解析の事例があります。調査員の訪問をぎりぎりまで行うという回数ではなくて、何回ぐらいが統計的に見て最適な頻度であり、その分布を考えたら、これぐらいで打ち切れば一番効率がいいとか、そういう工夫はないのでしょうか。もちろんコスト面については、あまり考えないで、ぎりぎりまで行ってもらっても、どこかで打ち切っても、費用は変わらないと思います。ただ、以前から申し上げていますがけれども、調査員の負担感は相当あると思いますので、そ

の辺は工夫の余地はないのでしょうか。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 実際に該当した調査地区によって、訪問回数は変わってくるのだらうと思います。例えば、オートロックマンションで、一軒ごとに上まで上がって行って、その度に戻って来ないと駄目という場合です。そういった場合には、調査員の負担は大変大きくなりますので、訪問回数を何回行けば平均的だという線引きは、なかなか難しいということです。

○北村委員 オートロックマンションについては、統計委員会全体でも議論したことが何回もあると思います。管理組合の人に許可を得て調べてもらうとか、何かいろいろなアプローチの仕方が考えられていると思うのですが、そのような取組は厚生労働省では行っていないのですか。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 厚生労働省でも、以前から、マンション管理団体等への協力要請ですとか、調査員等にマンション管理人に対して事前に協力をお願いに行ってもらふことなどをずっと行ってきております。

○白波瀬部会長 どうぞ。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 管理組合なり管理会社の協力が得られても、単身者の多い集合住宅は、曜日や時間をかなり変えて何回か訪問しないと、なかなか必要な数の世帯、報告者に会えないというのが実態です。先ほどからお話が出ているように、調査できない報告者をどう捕捉していくのかということだと思いますけれども、実査としてはぎりぎりのところで行っているものと思います。

○白波瀬部会長 私から関連してお伺いします。訪問回数の3回という数字の根拠は何だったのですか。5回ではなくて3回というのは、どういう理由によるものでしょうか。調査員は何回行っているというのが、あらかじめきちんと分かっている貴重なデータがあるとのことです。それを使えば、簡単にシミュレーションでき、大体のいき値がすぐ出ますので、その辺りで設定することはすぐできることだと思います。時間も少なく、試験調査という限界も承知しておりますが、今の議論の一つの流れは、3回か無しかという、この1か0感に違和感があります。その一方で、調査員の負担についてもおっしゃっている。もちろん、回数制限をしてしまうと、3回以上できうる限り訪問していた調査員によって回収ができていた調査票が無くなってしまう可能性があるということは理解できますが、3回で駄目だったら、5回ぐらいでとにかく打ち切りという回数を提示して、全体としては訪問する負担感を柔らげるという妥協策はなかったということですね。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 今回は予算の制約などもあり、試験調査のパターンは、3回で打ち切りか、今までどおりぎりぎりまで訪問していただくかの2種類で行いました。それで結論としては、3回で打ち切ると、調査員による回収率が非常に落ちてしまい、郵送による回収率も思ったほど上がらなくて、総合して回収率は落ちるという結果はありました。そういったことを踏まえまして、今回は、今までどおり、ぎりぎりまで訪問していただくということで郵送回収をスタートしていこうと考えています。今後、実際にそのように運用していく過程で、自治体とか調査員の意見を聞きつつ、見直すべきところは見直していきたいと説明したところです。

○北村委員 御説明は理解していますけれども、私でしたら、これまでの実際の調査とか、統計量を使って最適な訪問回数を想定し、それをベースに訪問してもらって、負担も一番少なく、回収率も最適に上がる目処として、例えば8回とか10回までと提示すれば、それなりにインセンティブは付くと思うのです。ぎりぎりまで訪問してくださいとした場合に、本当にそれで回収率がどれくらい上がるのか。訪問する最後の方では、既に10回行って会える可能性が増えるとは思えなくても、仕方が無いから訪問し続けているということもあるのかもしれませんが。その辺は何かもう少し工夫があるような気はします。それでも今回は、試験調査をこのような形で実施され、結果として、今までどおり最後まで訪問してもらいやり方が回収率としては望ましいということでしたら、比較すればそうかなとも思います。

○白波瀬部会長 そうですね。それでも、申しましたとおり、厳密なところは比較できませんから、5回の訪問で切り替えて郵送回収に移行して、全体の回収率が上がるのかどうかは、検証されていませんので、分からないと思うのです。ただ、今回の試験調査は、最初の優先順位は、回収率を上げることです。今日の部会には、調査現場の地方自治体の方は御欠席ですけれども、逆に言えば、現場の負担感のことは今回はひとまず置いておいてという方向での対応と理解しているのですけれども、それでよろしいでしょうか。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 これまでも訪問回数は最低何回ですという言い方をせず、該当した調査地区の適正に応じて、調査員が例えば曜日を変え、時間を変えて工夫されて対応している訳です。それを例えば、最大訪問回数は5回で良いとなると、5回以上行ったことで回収できた世帯が回収できなくなってしまうと。それは望ましくないということだと思っています。

○白波瀬部会長 回収率を中心に設定されるということですね。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 調査実施者としましては、この方法を未来永劫ずっと続けて行くという訳ではなく、郵送回収を導入していく中で、自治体の意見などを聞きながら、必要な見直しは行っていきたいということです。

○白波瀬部会長 調査の現場やそれ以外の意見としても、これまで通りの回収率を保つというキーワードがありながらも、その中での負担といいますか、改善が必要なのではないかということだと思ふのです。今回の調査の見直しというのは、あくまでも回収率を上げることが主眼としたお願いであって、その上で負担感については、もちろん今後検討しますとするのが、私からの提案なのですが、その辺りはいかがでしょうか。どう解釈したら良いのか分かりかねているのですが、今までどおりのやり方で実査を行わなかった時に、回収率が落ちてしまうと困るので、負担感については考えないということなのではないでしょうか。調査方法を変えるということは、いろいろなリスクがありますので、今後のために、今回なぜ変えるのかという理由は明確にしておいた方がいいと思うのです。調査方法を変更したら、当然いろいろな結果数値が出てきて、そのようになったことの説明に翻弄されるのだと思います。そのような条件の中で、バランス感覚を持って、何を優先させるのかを決めなくては行けませんので、これまでどおりの方法だから何とか対応願いたいというのは、なかなか厳しいと思うのです。

○北村委員 これまでどおりのやり方だと、回収率は変わらない、これまでどおりで改善されないという結果に終わるリスクもありますよね。多少、郵送とか、いろいろな工夫をされたとしても。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 今回の郵送回収の導入というのは、これまで調査員回収しかなかった回収方法の選択肢が増えることになる訳です。調査員回収自体は基本的に変えずに、会えない世帯に対して郵送回収という選択肢を加えることによって、プラスアルファをいかに見込めるのかという目標で取り組んできた訳です。そのような意味で、初めから5回で良いという話ではないと考えています。基本的に、研究会でも、郵送回収導入の目的は回収率の維持向上です、というのをまず明確にすべきとの御意見が非常に多く、調査員回収の訪問回数を減らしてまで行うということではないと思っております。

○白波瀬部会長 今回、調査員回収の話は、あえて別に触れないという立場で議論を進めているのですね。課題の中には、これから次回以降は入ってくると思います。

○細井厚生労働省政策統括官付参事官付統計企画調整官 ありがとうございます。先ほどの部会長からの御示唆はそのとおりでして、回収率を上げるということを第一の目論見として、今回、郵送調査を導入したいという考えです。これまでの調査方法を急に大幅に変えることはできませんので、今後、郵送調査を取り入れながら、各自治体の御意見も頂き、調査をどのようにしていくか、改善を更に進めていきたいと思っています。

○白波瀬部会長 分かりました。いかがですか。北村委員、どうでしょう。

○北村委員 それで実施してもらえないと思います。

○白波瀬部会長 それでは、今、目的も明確に調査実施者からの発言がありましたので、郵送回収の導入につきましては、導入後の結果を踏まえまして、検討を続けていただくということで、いろいろな意味で改善の余地はありますが、現時点での回収率向上、特に若年層における向上のためであるということで、郵送回収を導入することと整理させていただいてよろしいですか。また、課題のところでは、幾つか御議論があると思いますし、それは答申に書き込ませていただきたいと思いますけれども、この形での郵送回収の導入ということで了承とさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○永瀬委員 質問です。老人福祉施設への入所者がいる世帯のうちの4割ぐらいは、どのような世帯から入所しているかということは、国民生活基礎調査から分かるという御説明でしたけれども、それがどういう世帯なのかという集計は行っていらっしゃるのですか。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 そのような集計は行っていません。世帯から離れている人の項目を把握し出したのは、どちらかというと、有識者から、この項目を使って二次利用でいろいろな分析をしたいというニーズを踏まえ、項目の設定を行っております。二次利用していただいた有識者の先生方に御研究いただけるものと思っております。

○永瀬委員 例えば、世帯年収のどういう層が外に高齢者をお預けしているのかが分かるのは、今後、非常に高齢社会に向かっている中、貴重な調査の一つですので、そうした集計をされるのは有意義ではないかと私は思いました。

○白波瀬部会長 一つの御示唆として調査実施者に検討していただくことにしたいと思います。あとはいかがでしょうか。

○永瀬委員 もう1つ、世帯で合わせると世帯の人数がずれてしまうということの理由として先ほど御説明いただいて、例えば55歳から59歳の世帯主の場合に、本人は55歳、世帯主の妻は45歳、世帯主の子は15歳、世帯主の父が83歳場合があります。これについて、全ての個人に同じ乗数が掛かる結果として、国勢調査の人員と国民生活基礎調査の人員で見るとずれてしまうという、乗数の問題のことを先ほど教えてくださったと思います。これは世帯数で合わせようとしたときに、世帯員で見るとずれてしまうのであれば、世帯員で合わせるという方法はあるのでしょうか。つまり、世帯数で合わせるべき表もあるかもしれませんが、世帯人員で見えていくべき表というのはないのでしょうか。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 国民生活基礎調査において、結果の表章は、世帯数と世帯人員と2つの数字を作っております。拡大乗数は1つの拡大乗数を使っているのですが、例えば世帯員の年齢ごとに拡大乗数を作ったとすると、世帯人員の集計はそれでいいのですが、世帯数をカウントするときに、どの拡大乗数を使えばいいのかという問題が出てきます。2つの結果を出すのに、矛盾が生じてくる部分があるということです。

○永瀬委員 主には世帯主の集計が多いと思いますので、世帯主ごとに、例えば所得とか、人員とか、そういった表は現在の集計で良いと思うのです。その中にいる人が、例えば80代の人がいるとか、そういうのは関係ないと思うのですけれども、例えば若年層の回収率があまり高くないということが分かっている中で、同居世帯の中で若い人、例えば年金加入状況とか就業状況はかなり分かっている訳ですけれども、そういうものは利用しないのですか。そういうものに対する乗数として、世帯主の乗数をただ掛けていくとの御説明でした。乗数というものは、どの乗数を使うかによって、最終的な結果にもものすごく大きな影響を及ぼしますよね。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 過去、平成15年の研究で行ったもので、世帯員ごとに乗数を用いるとした場合に、例えば夫婦世帯の取扱いとして、夫が600倍で妻が500倍と異なった乗数となると、夫婦の組合せの組数が作れないという問題が生じてしまいます。

○永瀬委員 何となく、55歳の世帯主に何歳の子供がいる可能性が高そうかといった情報を使えるのかと思ったのですけれども、そういった乗数がないので、できないということですね。

○白波瀬部会長 ですから、過去何度かにわたって推計手法の議論がされてきた中で、恐らく一番基礎になる、中心になるのではないかと思います。つまり、世帯レベルでの推計と、その中の世帯員の関係が、一つのポイントになるのではないかと思います。それは、平成15年からの研究で見ても極めて明らかで、特に統計学を中心とした御専門の先生方の御示唆を得ていただきながら御検討いただくということで、今、永瀬委員からの御指摘とも合致すると思います。

本日の議論ではあまり細かいテクニカルなところまで入り込めませんが、課題と

して基本的なことの一つは挙げたいと思います。それは、拡大乗数は一つだけでないといけないのかということです。例えば、ルクセンブルグやOECDでの統計においては、世帯レベルと個人レベルの2つのウェイトを入れて計算しているのですね。2つのウェイトを一緒に使うと、世帯側から見ても、世帯員側から見ても、必ずかい離が生じてしまうというのは、少し考えても気がつくような事ですから、研究レベルでは当然指摘はあると思いますので、同時に使えないという調査実施者の御説明は、当然かと思います。ですので、御検討といいますか、整理の方向としては、申しあげましたように、世帯類型等の層ごとに細かな乗数を設定するかどうかということになると思います。複数の乗数を掛けていくことになりますと、私も複雑になると思うのです。逆に、それをどのレベルで出すかということがあって、公の数字を複数の乗数で出すことに問題ありとするのであれば、そう宣言していただいて、世帯レベルでしか出さないこととする。ですが、調査結果の二次利用、研究としても発展させるという点では、個人レベルでの乗数を考えるなどの余地を検討していただくということで、調査実施者としてはどうでしょうか。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 次の御説明で、推計方法の見直しについて検討していくというお話をさせていただき予定ですけれども、今のような御意見も踏まえて、有識者の方々に御意見を伺いながら考えていきたいと思っております。

○白波瀬部会長 前倒しになってしまったのですけれども、議論が推計のところまで行きましたので、調査実施者からの回答2点につきまして、他にはいかがでしょうか。

○勝浦専門委員 1つだけ確認させてください。郵送回収を導入するというのは、回収率を上げるということでもいいのですけれども、それで終わりではないですね。

○白波瀬部会長 違います。

○勝浦専門委員 オンライン調査は行わないということではないですね。

○白波瀬部会長 はい。そうではない形で取りまとめたいと考えていますし、これから調査実施者から御提案があると思いますので、期待しています。よろしく願いいたします。

今のような形でよろしいでしょうか。御議論ありがとうございます。いろいろ説明も頂きまして、3点につきまして整理させていただき形としては、基本的に、これでよいと思われま。

次は、資料1-2に基づきまして、推計方法の改善、オンライン調査導入に向けたスケジュール、郵送回収導入の前倒しを含めた導入時期・実施方法等について、厚生労働省から追加説明をお願いしたいと思います。よろしく願いします。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 資料1-2を御覧ください。これまでの部会審議を踏まえまして、今後の取組について御説明いたします。1枚めくっていただいて、別紙1でスケジュールもお示ししておりますので、併せて御覧いただきたいと思っております。

まず、問題認識として、国民生活基礎調査におきましては、国民のプライバシー意識の高まりであるとか、オートロックマンションの増加以外にも、都市部を中心にした若年単身層の捕捉が不十分であるなど、回収率の低下から生じる非標本誤差の拡大が問題となっております。また、現在の推計方法は、世帯属性を考慮していませんので、国勢調査結果と

の世帯数の乖離が指摘されています。こうした課題に対し、非標本誤差の縮小を図るために、調査方法及び推計方法につきまして、2枚目の別紙1「調査方法・推計方法の見直しに係るスケジュール(案)」に基づいて、以下、1から3のとおり取り組んでいきたいと考えています。

まず、1点目の郵送回収の導入です。2019年の大規模調査より、面接不能世帯を対象とした郵送回収につきまして、一定の地方公共団体を対象に前倒し導入し、スケジュールにありますように、2020年調査からは全面実施したいと考えています。先ほどからもいろいろ御意見ありましたが、円滑な調査の実施に向け、地方公共団体への周知・連携を図るとともに、郵送回収の実施方法の検証や地方公共団体の意見を踏まえ、調査の行い方は、必要な見直しを行うこととしております。

次に、郵送回収の前倒し実施の対象となります具体的な自治体は、別紙2を御覧ください。席上配布で、A4の1枚紙をお配りしています。来年の大規模調査からの郵送回収の前倒し実施は、円滑な実施を図る必要があることから、各都道府県等の御意向を踏まえつつ、回収率の低い自治体を中心に調整を行った結果、別紙にありますように、約4割程度の25の自治体において実施したいと考えています。

資料1-2に戻っていただきまして、「2 推計方法の見直し」につきましては、国民生活基礎調査と国勢調査の結果の乖離の是正を図るために、推計方法の改善に向けた検討を加速します。まず、これまでの検討で問題点が明らかになりました国勢調査の間の4年間の推計方法をどうするか。併せて、所得の推計等の改善方策につきまして、2020年末までに結論を得たいと考えております。

「3 オンライン調査の導入」につきましては、「1 郵送回収の導入」に加えまして、更なる回収率の向上を図るために、調査の経路、時期、調査票の再編を含めたオンライン調査の導入に向けた工程表を2019年の年央までに策定し、それに沿って検討していきたいと考えています。

スケジュール表を御覧ください。中ほど赤枠の有識者研究会を2019年度の途中から設置しまして、検討状況については適宜、統計委員会に御報告し、御助言を頂ければと思っております。また、検討状況につきましては、できるだけ分かりやすい形でホームページにも掲載していきたいと思っております。

それと、2020年度7月頃に「中間報告」とした点線の枠がありますけれども、これら郵送回収の導入、推計方法の見直し、オンライン調査の導入につきましての検討状況の中間まとめをいたしまして、併せて報告したいと思っております。

資料1-2に戻っていただきまして、「4 調査事項の変更」です。所得票につきましては、2019年の大規模調査から、現在審議されております全国消費実態調査と同じように、OECDの所得定義の改定に準拠した形で調査事項を変更することとしております。この調査事項の変更は、後ほど事項の変更の中で説明いたします。

以上、郵送回収の前倒しと併せまして、推計方法の見直しですとか、オンライン調査についても、並行して前向きに検討していきたいと考えていますので、御理解いただきたいと思っております。以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。ただ今の御説明は、これまでの審議で明らかになり、議論もされております課題・問題点に対して、厚生労働省から提案・対処方針が出されたものです。これについて、御意見・御質問のある方は、発言をお願いいたします。勝浦専門委員、お願いします。

○勝浦専門委員 推計方法の見直しですけれども、これまでも試算されていて、その中のどれを選ぶかというのは、今後検討して決めるということでしょうか。それとも、今までのやり方を踏襲する可能性もあるということでしょうか。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 基本的には、これまでの議論を踏まえますと、試算2が妥当なのではないかという御意見を頂いているという認識であります。その上で問題になるのは、国勢調査が5年に1回ですので、間の4年間をどうするかというところが非常に問題で、特にその部分も今後の検討の中で行っていくことを考えております。

○勝浦専門委員 つまり、改善する予定ということですか。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 今の現行の方法では、世帯数の乖離は改善されないのは明らかですので、何らかの形で改善する方向で検討していきたいと思っています。

○勝浦専門委員 改善を前提にということですね。

○白波瀬部会長 改善を前提にです。恐らく、今までどおりではなく、少し積極的な文言が欲しいというのが勝浦専門委員のお気持ちなのだと思います。国勢調査の間の4年間ですけれども、その辺りをどうしますか。このような書き方になるのでしょうか。いかがでしょうか。何かありますか。

○勝浦専門委員 間の年は確かに問題だとは思いますが、無視してやるというのも一つの方法だとは思いますが。5年間同じことをやるというのも、一つの方法だとは思いますが、そこも含めて、あまり、これを前面に出さなくてもいいかという気はします。

○白波瀬部会長 私もそのような感じはしています。4年間で何とかというのは、もちろん中間年だと5年に1回で大規模という国勢調査もありますよね。その中で、総務省も人口推計の中で毎年出されているのですけれども、問題になるのは、実際に調査結果を公表するときの場合の推計になるので、何か4年間の推計方法というところが前面に出過ぎているような気がしますけれども、この辺りはどうでしょうか。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 前回部会でも説明しましたがけれども、国勢調査の世帯数の割合で合わせに行くという方法ですと、調査の間の5年間を何らかの方法で引き延ばさない限り、段差ができてしまうのです。そうすると、例えば高齢化が進んでいるとか、少子化が進んでいるというのが、分析の中で数字を出せないという問題があるというのが私どもの認識です。いかに経年変化を見ていけるような推計方法にするかということだと思っています。

○勝浦専門委員 それは重々承知しているつもりですけれども、要は、段差ができてしまうということを前面に出すと、結局、これは問題があるから駄目ですね、これまでのとお

りに数字を出しましょうとなってしまう。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 そのように考えている訳ではありません。そこは誤解のないようにお願いします。

○白波瀬部会長 でも、何かその期間の経年変化はもちろん重要ですけども、こちら側からすると、前段階の操作みたいな感じがするのですね。もちろん経年変化は重要な訳ですけども、だからこそ、同じ組織の国立社会保障・人口問題研究所で世帯推計も行われているのを、なぜすぐに活用しなかったのですかという意見になったと思うのです。

ですから、乗数によって拡大するというのも、ゼロから検討するよりも、既に検討会を開催している実績もあるので、検討結果を最大限活用されて的確に拡大するという御説明です。けれども、多分、それだけではなく、今回議論も出ていたのですけれども、世帯と世帯員、それで人口分布としてはどのようになるのかというバランスが、私は一番重要になるのではと思うのですね。それが国民生活基礎調査の結果のずれというか、所得分布を含めて重要な論点になってくるのではないかと思うのです。厳密に確認した訳ではないから、強く申し上げられませんが、何かそんな感じがします。あまり拡大した世帯数と言うと、何か結構後ろ向き感というか、「もう分かっている訳です」みたいな感じになって、勝浦専門委員としても「そういうことではないですよ」となってしまうのだと思います。高齢化とは人口の高齢化のことですが、世帯の高齢化あるいは世帯主の高齢化もまた違う訳ですので、そこは世帯を世帯人員との関係で精査しながら、新たな推計を検討していただく。その時に、諸外国の研究成果も積極的に取り入れながら検討を進める研究会を開くところまで到達してもらえると、すごく良いかと思うのです。そうしないと、検討会に参加している人も、ずっと同じ人だったりすると、どうなのだろうかという感じもします。いかがでしょうか。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 推計方法を検討していくことは変わりないことですので、最終的な文言については、また調整させていただければと思います。

○白波瀬部会長 そうですね。いかがでしょうか。嶋崎委員。

○嶋崎委員 郵送調査の前倒しの導入の件でお伺いします。自治体ごとに方法が異なってしまうのはよろしいのか。過去に基幹統計で、自治体ごとで調査方法が異なった例などがあるかを教えていただければと思います。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 過去のオンライン調査を導入した統計などでも、一部の自治体で導入したというのがあると思いますので、今回1年だけは一部の自治体で導入となりますけれども、次年度以降は全面実施と考えています。

○嶋崎委員 それは大丈夫ですか。

○白波瀬部会長 はい。前例としてはあるということですね。よろしいですか。

○嶋崎委員 分かりました。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 国勢調査も最初にオンライン調査を導入したときは、東京都などで先行的に実施し、その後に全面的に全国に広がっています。それから、家計調査もオンライン家計簿の導入は、順次拡大するという計画です。ましてや、先程からの御指摘にもあったように、実施状況を踏まえて、改善が必要なら、全

面導入するときに対応してもらおうということも考えれば、メリットもあるかと考えているところでは。

○白波瀬部会長 今回の調査は大規模調査ですし、調査対象の一部で調査方法が異なっていると、もちろん非常に回収率が高くなるのであれば良いのですが、今の結果を基準に考えると、郵送調査を導入したことによって回収率が高くなる訳ですよね。つまり、それは結果公表する前に、十分そういった影響を検討していただけるということですね。多分、調査結果をそのまま用いるのとは違うと思うのです。ですから、全国という大規模で実施したくなかったのだという、消極的なお答えは聞きたくないのですが、郵送回収の導入自体は待ったなしだと思います。今の嶋崎委員の御懸念もそういったことかと思えます。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 配布していますスケジュールを見ていただきますと、2019年の大規模調査で一部前倒し実施と記載しています。その下に、郵送回収の結果の検証として、実際に実施した地区について、郵送回収の効果や、例えば地域別、県別に見るなど検証した上で、必要な見直しを行っていくことを考えています。

○白波瀬部会長 それは当然ですが、ただ、結果概要で多分数字が動くと思うのですよね。今回の郵送回収の導入による結果で、もちろん検証も大事ですが、その公表の仕方はもちろん検討しないと駄目ということですね。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 公表のときは当然、調査方法が一部変更になりますので、この自治体にはこういう郵送回収を取り入れて実施しているということも含めて、公表の際に工夫したいと思えます。

○白波瀬部会長 そうですね。慎重にさせていただければと思います。よろしいですか。嶋崎委員、いかがですか。

○嶋崎委員 随分結果の様子が変わってしまうのではないかと懸念したのですが、きちんと精査していただくということであれば、よろしいかと思えます。

○白波瀬部会長 繰返しになりますけれども、第一目的が回収率の改善です。非標本誤差を少なくする努力の一つとして、今回、郵送回収を導入するのが第一になりますから、公表の際には、郵送回収を含めた結果を基にしたデータという説明が丁寧でないといけないと思えます。

○嶋崎委員 回収率が自治体によって違うこと自体を存じ上げませんでしたので、回収率の低い地区の回収率が上昇すると、調査全体のデータの質が変わるような印象を受けたということでは。

○北村委員 追加で質問していいでしょうか。回収率が低いところを中心に、自治体に前倒しで導入をお願いしたものの、幾つか協力を得られていない自治体がありますが、それは何か理由はあったのですか。例えば東京都や沖縄県、神奈川県の一部の市です。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 東京都は、前回の部会で、調査の現場の混乱などを避けるためには、中間年の調査規模の小さい時から導入するのが望ましいと御説明されています。沖縄県は特殊事情があります。沖縄県は回収率が非常に低いのですが、実は調査地区にリゾートマンションが当たってしまう場合があります。国民生活基

礎調査の実施が6月等ですので、誰も住んでいないことがあるため、回収率が低くなってしまふという特殊な事情になります。こういった地区が抽出されますと、6月に調査に該当し郵送回収を実施しても効果が見込めませんので、今回の対象からは外しています。いずれにしても、大規模調査での郵送回収導入は一部の自治体になりますけれども、翌年の簡易調査からは全地区で導入する方向です。

○白波瀬部会長 いかがでしょうか。よろしいですか。どうぞ、勝浦専門委員。

○勝浦専門委員 スケジュールの設定をお聞きします。推計方法の見直しは2020年末に結論を出すこととされています。そうしますと、平成31年の大規模調査の結果には見直しの結論は反映されない訳ですよ。せっかく大規模調査の結果が公表されるので、是非、推計方法の見直しの結論を反映していただきたいのです。別途公表する結果とは別に、見直した推計方法で平成31年調査の結果を出すことは可能でしょうか。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 現実的なスケジュール感で申し上げますと、2019年実施の大規模調査の結果は、2020年の6月から7月ぐらいに公表を予定しておりますので、見直した推計方法を反映させるのは難しいと考えております。とは申しましても、スケジュール案にありますように、その公表時期の辺りで中間まとめを行い報告する予定であり、統計委員会にも報告した上で、できるだけ早い時期から導入していきたいと考えております。

○勝浦専門委員 検討の結論を早く取りまとめて、平成31年調査結果に反映するののも一つのやり方かと思うのですが、あまり急いでやると変な結論になるのも望ましくありません。平成31年調査結果については、従来の方で公表し、検討の結論が出た後で、部内資料でも良いので、新しい推計方法で再集計していただいて、前後でどの程度違うか検証していただければよいのではないのでしょうか。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 実際に推計方法を変えたときには、例えば過去の推移をどうするのかということも含め、公表の仕方等の工夫はしていきたいと思っております。

○白波瀬部会長 はい。

○北村委員 スケジュールでもう1つ確認です。オンライン調査は、工程表を作って検討することが記載してあるのですが、このスケジュール案の範囲内では、まだオンライン調査の実施には至らない予定ですか。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 現時点でいつ導入というのは、なかなか明確に申し上げるのは難しいのですが、次回の2022年実施の大規模調査での導入を目標にした工程表を作っていくのではないかと考えております。

○白波瀬部会長 今回の議論のための検討もそうだったので、検証を含めて2022年からの導入をお考えなのであれば、実験的な調査は既に計画に入れていただくべき話だと思います。限定的に検討・導入をされますと、いつも、これだけしかできないのですとなってしまう、調査結果がなかなか利用できるデータになりません。オンライン調査の導入を工程表でお考えなのであれば、1回だけの検討では不十分なので、幾つかの実験方法もあると思いますし、それも必ず入れ込んだ形で計画の作成をお願いできればと思

ます。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 その辺りは、工程表をこれから作っていきますので、どういった形で導入していくのかも含めて検討したいと思っています。

○白波瀬部会長 いかがでしょうか。よろしいですか。

推計方法のスケジュール感についてです。今回の郵送調査は一部導入ですから、これに加えて推計方法を変えるとというのはかなりリスクが高いと思います。ですので、そこは検証期間もありませんので、今までどおりで行っていただくのかと思います。この中間報告のところでは、過去のデータを全部使っていただいて、それでどうなるのかという検証と、可能であれば内部的に同時進行で、少し前倒しで推計の検証も一番新しい調査結果を用いて検討していただくと良いかと思います。中間報告の段階で、どこまで公開するのかは難しいですけれども、次の推計方法の見直しを確実なものとするための工夫も含めてもらえると良いのではないのでしょうか。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 そこは御意見を踏まえて、前向きに検討したいと思っています。

○白波瀬部会長 よろしいでしょうか。勝浦専門委員、いいですか。

○勝浦専門委員 はい。

○白波瀬部会長 永瀬委員。

○永瀬委員 高齢者の関係の部分で、前に戻ってお伺いします。世帯票を見ますと、調査項目の質問2のところ、社会福祉施設の入所者と、病院に長期入院中の者の把握がされています。質問3では、住まいの種類と建て方として、「1 持ち家」、「2 民間賃貸住宅」、「3 社宅・公務員住宅等の給与住宅」、「4 都市再生機構・公社等の公営賃貸住宅」、「5 借間・その他」となっています。この「5 借間・その他」の選択肢の前辺りに「高齢者向け住宅」などの選択肢を入れたらどうだろうと思います。

というのも、質問2では、「1 単身赴任で世帯を離れている者がいる」、「2 学業のために世帯を離れている者がいる」、「社会福祉施設に入所している者がいる」、の内訳として、「3 うち老人福祉施設に入所している者がいる」、「4 障害者支援施設に入所している者がいる」、「5 3、4以外の社会福祉施設に入所している者がいる」、「6 病院に長期入院している（住民登録を病院に移している）者がいる」という選択肢になっているので、高齢者向けのサービス付住宅などの中で老人ホーム的なものは、多分、この3番に入ってくるのだらうと思います。しかし、もう少し民間住宅風な高齢者向け住宅は、どの選択肢に含まれるのだらうというのが気になります。今後、高齢者の住まいは大きく変わっていき、国民の基本的な生活にすごく重要になっていくのではないかと思いますので、御意見を教えてください。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 高齢者向けの住宅というのは、ほとんどが有料老人ホームと位置付けられておりまして、その場合は、国民生活基礎調査の対象外になります。それ以外の賃貸のアパルト的なものについては、通常の世界帯として扱うことになります。

○永瀬委員 そうすると、「社会福祉施設等」の中に、特別養護老人ホームや療養型病床群

や有料老人ホームの全部が含まれるということですか。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 はい。

○永瀬委員 そのうちのどこに入所するかでかなり入所者の生活は違うと思うのですけれども、区別をする必要はないということでしょうか。私は区別して把握できると非常に意味が大きいと思います。有料老人ホームなのか、特別養護老人ホームなのか、療養型病床群なのか、老人保健施設などもあるとは思いますが、結構生活は違うのではないかと思います。例えば、世帯所得あるいは家族に与える影響は随分違うのではないかと思います。そういったものが把握できれば、私としては、今後の高齢者の暮らしを考える上で、非常に重要な資料になるのではないかと考えます。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 先ほど御説明しましたけれども、全世帯に対して、施設等に入所している人の割合は1.1%ぐらいしかありません。例えば、老人福祉施設の入所者の割合は1.1%ぐらい出現しないので、それを更に細分化しても、なかなか結果の活用には難しいと思っております。

○白波瀬部会長 ポイントとしては、確かに高齢者関連施設に世帯員が入所している世帯の中の詳しい状況が分かりますから、高齢化社会の中で、経済的な格差云々も含めて、様々な議論できるための非常に貴重なデータになりうる、そういう御指摘だと承りました。出現が全体の何%だから把握する、しないということではないとは思いますが、現段階では、とりあえずこの調査は世帯調査ということで、今回の調査ではかなりの大きな変更等もありますので、それについてはまた改めてということではいかがでしょうか。

○永瀬委員 質問項目の小さい変更ですけれども。

○白波瀬部会長 御指摘については、質問項目自体の検討というところでお願いすることになるかと思えます。御指摘は高齢者福祉の専門家も含めて御検討いただくようなお話だと思います。この調査は世帯調査ですけれども、世帯以外は見なくていいという世の中ではないという点では、非常に重要な御指摘だと思います。御指摘の点については、そのような形でまとめさせていただいてよろしいでしょうか。

○永瀬委員 はい。よろしくお願いたします。

○白波瀬部会長 はい。そのようにさせていただきたいと思えます。あとはいかがでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございます。これまでかなり深い議論もできて、大変良かったのではないかと思います。このような形で調査実施者から御提案があったということも、私としては大変良いことと評価させていただきます。

ただ、苦言を申し上げますと、前回の答申から今回の答申まで時間が経っています。今回審議が始まってから御検討いただいたものを出していただいたのですが、審議の最初から、こういう前向きな形で御提案いただければ、より充実し、もっと効率的な議論ができたのではないかと考えております。

前回のことを申し上げても仕方ありませんが、答申案につきましても、課題は残さないという、たまたま前回私もこの部会を担当しておりましたので、課題というのは個人的には残していません。それが良い形かと思っております。ですが、答申に課題がないから

とって、何も検討しないということでは、調査実施者という立場では、なかなか難しいと思います。

繰返しですけれども、本調査は大変貴重な調査であり、歴史もあります。その点については、大変重要なものと皆様合意していると思うのですけれども、より良い回収率の向上なり、母集団との乖離については、今回、このような形で提案がなされましたので、もう少し積極的な形で、この調査を良い方向に進めていただければと切に思いますし、その辺りをうまく書き入れた形で答申も取りまとめたいと思います。今回、様々な変更、一部の自治体に郵送回収を導入することもありますので、変更に伴う影響等については、できるだけ丁寧に十分な情報提供をお願いしたいと考えております。そのような形でまとめ、整理させていただくことでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、そのような方向で整理し、答申案に盛り込みたいと思います。

それでは、引き続きまして、資料2-1の審査メモに沿って、残された論点について審議を行います。審査メモ17ページの(2)、調査業務の効率化のための検討についてです。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

**○宮内総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官** それでは、審査メモ17ページ、「(2)調査業務の効率化のための検討」についてです。

第Ⅱ期となります公的統計の整備に関する基本的な計画におきまして、所得票と貯蓄票による調査結果の都道府県別表章が可能となるよう、標本規模の拡大について検討することが求められていたところですが、前回諮問時の審議では、その実現のためには大規模調査における世帯票と同程度の報告者及び調査員の確保が必要となることから、昨今の統計リソースを踏まえれば、事実上困難との結論もやむを得ないとされました。

しかしながら、その一方で、所得に関する情報の精度の確保・向上に留意しつつ、既存の統計リソースを効果的かつ有効に活用していく観点から、前回答申では、準備調査等の在り方を通じた調査業務全体の効率化や調査方法の改善について検討するように指摘したものです。

この課題に対して、具体的にどのような検証・検討が行われたのか。当該検証・検討結果を踏まえ、課題への対応状況としては、十分かつ適切なものとなっているかなど、2つの論点を整理しております。

事務局からの説明は以上です。

**○白波瀬部会長** ありがとうございます。それでは、厚生労働省から、論点に対する回答をお願いいたします。

**○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官** 資料2-2の26ページを御覧ください。調査業務の効率化のための検討ということで、準備調査の在り方について、具体的にどのような検証等を行ったのかということです。所得に係る情報の精度の確保・向上については十分留意する必要があるということで、準備調査をせずに、機械的に調査単位区の設定を行った場合に、現行の方法と調査対象世帯数との乖離は、どの程度あるのかを確認する必要があると思っています。

このために、平成22年の国勢調査、それと平成27年の国民生活基礎調査の準備調査の世帯数を地区別に比較したものが下の表です。一番下のところの枠内を見ていただきますと、5年間のタイムラグによりまして、国民生活基礎調査の方が世帯数が増えて上の階級に移った地区が42.7%、両調査の区分の階級が変わらなかった地区が17.5%と2割弱ぐらいしかありません。一方で、国民生活基礎調査の方が少ない世帯数の方の階級に移った地区が約4割となっています。

この調査対象地区内の世帯数の変動の大きさは、推計値にも影響を及ぼすということですので、できるだけ同じような規模で行うのが望ましいと思っています。仮に機械的に調査単位区の設定を行った場合には、どうしても実際の所得票の調査時の世帯数との乖離が大きくなるということで、例えば世帯数が非常に少なくなってしまったといった場合については、精度の確保が難しいことが想定されています。国勢調査とか、住宅・土地統計調査におきましても、実際に調査員がその調査区に赴いて世帯数を確認して、機械的に地区分割することはしていないと伺っています。

以上を踏まえまして、引き続き、調査員が現地に赴いて、調査単位区の設定を行う準備調査が必要と思っています。

27ページの「(参考)世帯を対象とする基幹統計における準備調査」の表を御覧ください。国民生活基礎調査は準備調査を大体4月20日頃から5月の前半ぐらいにかけて行います。この準備調査によって単位区設定が行われて、地方から国に設定した報告が上がって来ます。

住宅・土地統計調査では、2月頃に外観調査で境界線とか、住戸数の確認をあらかじめ行っておきまして、住戸が50戸以上ある場合には分割するというのを2月に行っております。それで、調査日の1か月ぐらい前から、実際の調査対象名簿とか単位区の設定を、調査員が現地に赴いて、約1週間程度で行っているということです。

社会生活基本調査につきましても、調査区内の全世帯を訪問して、世帯一覧、世帯名簿を作成しておりまして、大体、調査前の9月上旬から2、3週間で準備調査のようなものを行っています。他の調査も世帯数の変動がありますので、特に単位区に設定するのは、調査員の業務の平準化という目標と、地区よりも単位区で調査した方が、結果精度が良くなるということもあります。そうしたことにより、単位区設定が必要であり、実際に世帯数の変動があるので、現地に赴いて世帯数を確認して、名簿、要図を作る必要があると考えています。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。ただ今の説明を踏まえまして、御意見・御質問のある方は、発言をお願いいたします。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 1点確認ですが、先ほどお話のあった沖縄のリゾートマンションみたいなところは、この準備調査の段階で、調査対象から外すのですか、外さないのですか。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 これまでは、実は、沖縄のリゾートマンションは外していなかったのです。実態として、世帯が不在で調査できていないとい

う実態がありました。例えば、準備調査に行ったときに、その地区が全く更地になっていてゼロになっているような場合については、調査対象地区を自治体にお知らせしたときに、一通り回っていただいて、ゼロ世帯ですという報告をもらって、その場合には違う地区を抽出しております。沖縄県のように、そういうリゾートマンションが調査対象として当たってしまうという実態があるので、抽出された地区をお知らせしたときに、地区内を回っていただいて、リゾートマンションのようなところは抽出替えをしていく方向で検討しております。

○白波瀬部会長 入っていたのですね。当然入っていないと思っていました。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 過去は入っていたので、そういうことがあれば抽出替えする方向で検討しております。

○北村委員 本当はそういうことを回避するための事前調査なのかと思うのですが、あと、先程も議論になったのですが、世帯名簿みたいなものを作るけれども、そこに何人いるかは分からないということですか。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 当然、準備調査に行ったときに会えれば、世帯員の人数などは聞きます。

○北村委員 それで会えなければ、それは分からないということですね。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 分からないとか、近所の人に聞ければ聞いたりして、分かる範囲で書いていただいているということです。

○白波瀬部会長 日進月歩で調査方法は進化していると思うのですが、準備調査はかなりアナログ的な手法で行われていて、そういう意味では、調査員は、この準備調査も結構大変なのではないかと思います。時間もかかっているようですし、前回のときも、準備調査については、部会でかなり議論したようにも記憶しています。今回、全く何も見直しがなされず、リゾートマンションは調査が大変なので外しますという御説明ですが、何か動きが遅いように思います。準備調査について、何か工夫はできないのでしょうか。様々なことがデータとしては把握されているようになって来ていて、そういったものの活用する工夫といいますか、検討はなされないのですか。これまでと全く同じやり方で実施される予定とのことですが、何か新たな工夫はないのですか。新たに活用しますという御意見はないのですか。国民生活基礎調査はこうやっているの、それが一番との御説明でしたけれども、会えない世帯の人数が分からなくて、近所に聞くようにしたら、それで分かる世帯が何かすごく多くなるような気がするのです。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 例えば、マンションが調査に該当したときには、マンションの管理人のところで聞くなどしてもらい、管理人から聞くことができるような協力依頼も併せて行っています。しかしながら、昨今の個人情報保護という点からも難しい面はあります。いずれにしても、管理人に協力いただくとか、マンション管理の関係団体の方にも、併せて協力要請するなどは、過去から行っています。

○勝浦専門委員 質問ですが、準備調査で非常に貴重な情報が入ってきて、すごく大変だとは思いますが、逆に、そのようにして得た情報というのは、国民生活基礎調査では使いますが、その後の何かに反映していないのですか。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 国民生活基礎調査の場合は、世帯票をまず固めるために、世帯名簿とか地区要図を作って単位区設定を行います。世帯票は6月に調査して、その後、単位区設定したものについて、一部の単位区で所得票を行います。併せて、省内の世帯調査、毎年同じものもあれば、周期で実施しているものもあるのですが、例えば、政策評価官室で行う所得再分配調査、これは所得票と同時実施で行っているのですが、そのようなところにも併せて行ったり、あとは秋頃に国民健康栄養調査などの調査があって、ここで設定された最新の地区情報を用いて調査を実施するなど、後続の調査にいろいろ使われています。

○勝浦専門委員 後続調査の母集団情報みたいなものを提供すると理解していいですか。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 はい。国民生活基礎調査は、元々、省内の各種世帯調査の母集団を提供するという親標本の役割も持っており、国民生活基礎調査が親で、原局の世帯調査が子供となっています。それによって、後続調査では準備調査を実施しなくても良いことになっています。国民生活基礎調査で行って提供しているので、効率化が図られているということです。

○白波瀬部会長 今の勝浦専門委員の御質問は、母集団調査の台帳と言われているものと併せながら、回収、欠損といったデータは使わないのですかということです。今、厚生労働省から御説明いただいたものは、調査の構造としては、御説明のとおりです。それは結局、母集団情報として、中に細かいところまで分からないところもあるので、どういう世帯が落ちているかということですよね。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 世帯名簿を作って、実際に6月に調査を行います。そこで、例えば回収できた世帯もあれば、未回収の世帯もある。そのような情報が世帯名簿の中に記載されて、それが後続調査で使われるということです。

○勝浦専門委員 聞きたいのは、国民生活基礎調査で未回収のところの情報も名簿に入ってくる訳なので、ここで何か補完できないのかということです。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 未回収のところの補完は、行っておりません。

○勝浦専門委員 せっかく調査員の方が汗をかいて集めてくれた情報なので、何か工夫をして活用できないものなのでしょうか。

○白波瀬部会長 前回調査の審議の際に、その未回収の話は出ていたと思います。この点は非常に重要で、社会調査を行うときは、何回訪問して、どこの世帯の調査ができませんでしたという情報から別のデータベースを作りまして、その情報を基にその後の未回収率の補正などをするのですが、何かそういう議論は、前回その諮問審議の後には、何も起こらなかったということですね。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 全部不詳データの補正というのは、研究でもやっていますし、一部データの補正は、傾向スコアというものを用いて、一部項目が足りない部分の補完をやるかどうかという研究は過去にやっています。傾向スコアにつきましては、当時の研究の結果として、研究者レベルで行う分については、特に問題ないけれども、それを公的統計に適用して正式な数値とするのは、なかなか難しいという

結論になっています。それも含め、回収できない部分の補正みたいなものも、何か良い方法がないか、推計方法のところで検討したいと思っています。

**○白波瀬部会長** 調査方法といいますか、抽出のやり方で補正の議論が出てくると思うのですね。国民生活基礎調査は、ある意味で独特な調査方法を用いられていて、調査という点では単位区という区分を用いて、調査地区を小さくすることで代表性を良くしようという形を採用されている。そのやり方云々については、今回は議論しませんけれども、ただ、先行して検討を始められた方が良いと思うのです。これまでのようなきめ細かく対応してくれる調査員がいるとも限りませんし、その調査員の方に、準備調査から始まって、こういう丁寧な対応をしていただくことが、未来永劫的に続くかも分からない。今、傾向スコアに関するお答えは、前回、何年か前の答申でも、全く同じ御回答をされていましたね。そこで議論として出てきたことについては、部会のどこかで御回答されていました。部会としても、国民生活基礎調査がより良くなるだろうと思って議論をしています。準備調査における情報の活用というのは、単に推計ということよりもっと以前の話ですけれども、御検討されてもいいのではないかという気はします。ただ、それは上から検討しなさいという話でもないとは思いますが。少なくとも、手続的には私は厳しいところもあるのではないかと感じています。ですから、未回収世帯の補完については、積極的に御検討を始めてもらった方が良いのではないかと考えるのです。現在の手法を適当とするのは、なかなか厳しいのではないかと個人的には思いますが、どうでしょうか。どうぞ。

**○細井厚生労働省政策統括官付参事官付統計企画調整官** 御意見ありがとうございます。そうした御意見を踏まえまして、先ほども説明させていただきましたが、今後の推計方法の見直しとかで、検討会を新たに立ち上げようとしております。そうした中で、検討を進めてまいりたいと思います。

**○白波瀬部会長** よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいですか。それでは、課題のところでは触れさせていただきましたけれども、方向性のところでは、今のよう形で整理させていただきたいと思います。

続きまして、審査メモ18ページの「(3) 本調査の調査設計等に関する情報提供の充実」についてです。事務局から説明をよろしくお願いいたします。

**○宮内総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官** 審査メモ18ページの「(3) 本調査の調査設計等に関する情報提供の充実」についてです。

本課題は、本調査結果に対する信頼性を確保するとともに、本調査が集落抽出法という特徴的な標本設計により実施されていることを踏まえ、統計利用者の利便性の観点から、統計の品質を示す重要な要素となる事項について、適切に情報提供を行うよう指摘したものです。これを踏まえ、厚生労働省では、公表・提供することとされた事項のうち、一部の事項を除き、既に厚生労働省のホームページ上に掲載済みとしています。

これについては、統計利用者の利便性、調査結果に対する信頼性の確保等に資するものであることから、おおむね適当と考えますが、公表・提供している情報内容の更なる見直し・改善の余地がないかなど、3つの論点を整理しております。

事務局からは、以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。それでは、厚生労働省から論点に対する回答をお願いいたします。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 情報提供の充実についての課題ですが、資料2-2の28ページを御覧ください。

まず、(3)の1の情報提供の充実につきましては、厚生労働省のホームページ上で、平成28年度頃から、いろいろ情報提供しております。具体的には、①から⑤の項目ごとに、資料に別紙として付けています。こういった形で順次、提供可能なものから提供しています。

(3)の2の掲載の可否について検討中としている④のiの「地域区分別等の回収率、有効回答率等」は提供していませんけれども、地域別の結果精度につきましては、都道府県別の世帯数として、標準誤差及び標準誤差率を掲載しています。

一方で、地域別の回収率については、先ほど席上配布資料でも御覧いただいたように、都道府県・指定都市によって回収率に差があります。これを掲載することで、かえって回収率の低下を招くおそれがあり、掲載は差し控えています。

他の世帯を対象とした基幹統計調査の回収率に関する公表状況をみると、地域別の回収率まで掲載している調査は確認できていません。ですので、他の基幹統計調査の提供状況を見ながら、検討させていただきたいと思っています。

29ページ(3)の3の「利活用に資する観点から、更なる情報の提供の充実、見直し等がないか」ということですが、先ほど申し上げましたように、私も、前回の答申以降、順次提供しております。引き続き統計利用者の利便性が向上するような情報提供の充実に努めてまいりたいと思っています。

以上です。

○白波瀬部会長 今の御説明につきまして御意見、コメントをよろしくをお願いいたします。いかがですか。

○勝浦専門委員 確認ですが、この情報、別紙6とか以下の情報は、現在でもHP上で閲覧できるということよろしいですか。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 ホームページ上に掲載しています。

○勝浦専門委員 ありがとうございます。私が見たときは、なかなか調べても見つけれなかったもので、分かりやすく載せていただくと有り難いと思います。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 できるだけ工夫させていただきます。

○白波瀬部会長 あまり深い階層まで遡らなくていいようにしてもらえると有り難いです。いかがでしょうか。

1点ですが、地域別の回収率を掲載している他の基幹統計調査は確認できなかったのが掲載しませんが、どこかの調査が公表したら、すぐ出さなくては行けませんよとなって、あまり説明としては良くないと思うのです。もちろん掲載すると、問題が幾つか出てくるということも分かりますので、なかなか難しいとは思うのですけれども、地域別回収率を公表する段階には至っていないというところではないですか。もう少しうまく説明できるといいなと思うのですけれども、他の統計調査が掲載していないから掲載

しないというのは、あまり説明として良くないような気がします。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 説明でも申し上げましたけれども、地域別の回収率は、席上配布資料を見ていただきますと、相当の差があります。言い方があまり良くないのですが、低い回収率を見て、この程度の回収率で良いのだという認識を持たれるのは、逆にかえって悪影響になることが考えられるのではないかと考えております。各自治体にもいろいろ回収率の向上に御協力いただいておりますが、自治体でも現状よりも低い回収率で良いのだと思われたくないのが実際のところですよ。

○白波瀬部会長 いえ、現状より低くならないようにしたいということ、いつも御説明で強調されるのですけれども、それよりも現在、回収率にこれだけの差が出ている調査方法自体の問題でお答えいただくべきではと思うのです。自治体間で、自分たちの地域より低い地域があるから、この程度で良いのかと判断されては、調査の士気を落としてしまうという説明は、何かあまり適当ではないと思います。繰り返しになりますが、これだけ回収率に差が出ているというのは、調査そのもののやり方に問題があるのではないかと判断されたら、終わりになってしまいます。何か委員の方々、いかがでしょうか。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 回収率の低い地域の実態として、例えば、面接不能世帯の割合であるとか、拒否率とかは把握しています。私ども調査実施者としては、毎年、調査が終わった後、一部の自治体ですが、そうした回収率の低い地域について、意見交換の場を設けておまして、どういった対応方法であれば、効果が出るようになるのか、毎年、いろいろ意見交換した上で、見直しできる部分は見直しています。

○白波瀬部会長 北村委員。

○北村委員 もちろん御説明のような対応をしていただいているとは思いますが、回収率の違いというのが情報になっている訳です。なぜ回収率が低いのかは、ライフスタイルとか、地域ごとの年齢階層の違いとか、いろいろあると思うのです。公表するか否かは別として、研究会レベルでは、回収率と地域ごとの違いを分析して、どこをどのように改善すれば、回収率が上がるかという手立てとして、回収率ランキングのようなものを観察して、こういう大都会は難しいとか、単身者がいっぱいいる地域は難しいとか、いろいろな対応する手立てが考えられると思うので、少なくとも、内部の研究会では十分に検討して、対策を考えてもらいたいと思います。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 回収率の低い地域は拒否率が高いためなのか、面接不能が増えてきているためなのかなど、これまでも私どもなりに分析し、今、対応可能なものは郵送回収を取り入れるという判断で進んできたということです。

○北村委員 さらに、他の調査でも取り組んでいるのですけれども、特定の地域、特定の年齢階層について回収率が低ければ、補完的な調査をして、その結果で低いところを埋めるとか、この枠の中で改善することが不可能となれば、補助的な統計調査を使って、代替することも考えられると思います。それはかなり根本的な改善になると思うのです。家計調査も補完的な調査を取り入れていると思うのです。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 御意見を踏まえ、今後検討したいと思っております。

○白波瀬部会長 今後、どう考えても、自治体との関わりは非常に重要と思われまので、何回、何名の方が実際にどういうやり取りをして会議を開催したのかという情報も含めて、きちんと情報開示できるように、今後は御説明いただくと、すごく部会としても納得します。たくさんの調査がある中で、これまでもそういった御努力をなさっているのですから、そういう形で御説明できるように、今後対応していただければと思います。今、北村委員や勝浦専門委員から、非常に重要な御指摘がありましたので、どうかよろしく願いいたします。よろしいですか。

それでは、こういう形で整理させていただきたいと思います。

続きまして、資料2-1の審査メモ1ページの「ア 改元に伴う元号の表記の変更」、及び審査メモ4ページの「イ 「教育」に係る選択肢区分の削除」について、事務局から説明をお願いいたします。

○宮内総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 資料2-1の初めのページに戻りまして、「ア 改元に伴う元号の表記の変更」についてです。審査状況につきましては、3ページからになります。今回の変更計画では、来年5月1日からの改元に伴い、調査票のうち、出生年月及び就業開始時期を把握する調査事項において、新元号の選択肢を追加するとともに、設問等における和暦による年次表記の部分について、改元年である2019年に該当する部分は西暦表記のみにする、また、2018年以前の年次に該当する部分は和暦と西暦の併記に変更する計画です。これについては、改元に伴う変更であり、可能な限り、報告者にとって分かりやすいよう配慮した年次表記を行うこととしていることから、適切と考えます。

次に、審査メモ4ページの「イ 「教育」に係る選択肢区分の削除」についてです。今回の変更計画では、「教育」の状況を把握する調査事項のうち、「特別支援学校・特別支援学級」の選択肢を削除する計画です。これについては、障害者の自立支援や障害者のいる世帯への支援方策の検討に資することを目的として、前回の大規模調査である平成28年調査から追加されたものですが、文部科学省が所管する基幹統計調査である学校基本調査における特別支援学校・特別支援学級の在学者数と比べ、本調査における捕捉率が低調となっており、政策等への活用が困難なことから、削除するものです。これについては、本調査結果の正確性・信頼性の確保、報告者負担の軽減等の観点から、おおむね適切とは考えられますが、削除に伴う支障等が生じないかなど、5つの論点を整理しております。

事務局からは、以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。それでは、厚生労働省からイの論点に対する回答をお願いいたします。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 資料2-2の1ページを御覧ください。「教育」に係る選択肢区分の削除です。選択肢は、どのようなニーズを想定して前回追加したのかですけれども、特別支援学校・特別支援学級に係る選択肢は、こうした学校・学級を卒業した者の就業状況を把握して、今後の障害者の自立支援とともに、世帯への支援を検討していくための基礎資料とすることを目的といたしまして、平成28年調査から把握しております。

2 ページ目を御覧ください。論点 2 のこの項目について、どのような結果で集計されているのか、論点 3 の学校基本調査の在学者数に比べて、捕捉率はどうなっているのかです。まず、この項目を用いた結果表は、3 表を作っており、大規模調査では 3 表、中間の簡易調査年では抽出数の関係もありまして 1 表のみ作っています。

平成 28 年、29 年の調査結果を学校基本調査と比較しますと、下の表にありますように、在学者で 5 割程度、卒業者で当初見込み数の 2 割程度しか捕捉されていません。この結果から、行政の資料として活用するのは難しいと判断しまして、今回、選択肢を削除したいと考えています。

なお、この捕捉率の低い要因としましては、一般的に、一定程度の標本の誤差といったことよりも、この項目に対する報告者側の回答に対する忌避感が大きいのではないかと考えております。

資料 3 ページ目を御覧ください。国民生活基礎調査において若年層における回収率が低いことが指摘されておりますが、この項目の捕捉率に影響を与えているのではないかとことです。国民生活基礎調査では、これまでも都市部の若年単身の捕捉が低いと確認されていますけれども、学校基本調査と比較して約 5 割となっている特別支援学校・特別支援学級の在学者は、小学生から高校生となります。この年代の者は、基本的には児童のいる世帯（保護者がいる世帯）に属していることとなりますので、若年の捕捉率の低いことが影響している訳ではないと考えております。

次の論点である調査項目の追加時に想定していた利活用からみて影響はないのかです。今後の障害者の自立支援とともに、世帯への支援を検討していくための基礎資料の一つとして、この項目を活用したいと考えていたところですが、この項目の削除をもって、施策自体に何か大きな影響を与えるものではないと考えています。以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。ただ今の説明を踏まえまして、御意見・御質問のある方は発言をお願いいたします。北村委員。

○北村委員 この特別支援学校・特別支援学級については、恐らく障害者統計を充実させるという流れもあって導入されたのだと思います。2 回実施されて、想定より捕捉率が低いので調査をやめますというので良いのでしょうか。私は、この項目が入っているがために拒否が多いとか、無回答になっていることが多いとかがなければ、残していただきたいと思います。これを外すことによって負担が軽減されるというようなレベルの話ではないように思うのです。もう 1 回、どうしてこれを落とした方が良いと思われるのか。忌避感が大きいということですが、本当は該当するのだけれども、無回答になっているとか、何かそのような本当の証拠を示していただけないでしょうか。捕捉率が低いということは問題ですが、それ以外に何か削りたいという強い理由は示していただけないでしょうか。せっかく入れたものであり、国民生活基礎調査として包括的に理解する意味で、障害者の統計としても、なるべく充実していることが望ましいと思いますので、削除される説明をもう 1 回していただきたいのです。

○白波瀬部会長 いかがですか。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 この項目が入ることによって、調査

全体の拒否につながっているかは、よく分からないのですが、この項目に該当するかどうかで実際に回答数が少ないということです。それで、学校基本調査に比べても、非常に出現の割合が低くなっています。例えば、本当であれば、特別支援学校・特別支援学級を卒業した者であるのに、丸が入っていないことによって、結果としては卒業していない者のグループで集計されてしまう訳ですね。そうすると、この調査項目の結果を実際の政策に使うに当たって、それだけ捕捉率が低い項目の数字を使うことが妥当なのかどうか、私どもの政策部局とも相談して、難しいのではないかと判断し、削除すると考えた訳です。

○白波瀬部会長 勝浦専門委員、お願いします。

○勝浦専門委員 学校基本調査に比べて補足率がかなり低いというのは理解できたのですが、これは特別支援学級とか特別支援学校に限ってですか。他の例えば小学校とか中学校とか、そのようなものは学校基本調査とぴったり合っているのでしょうか。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 在学とか卒業については、それほど大きな乖離はありません。

○勝浦専門委員 特別支援学校・特別支援学級の項目だけが乖離があるということですか。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 はい。要は丸が記入されていないのです。

○白波瀬部会長 丸が記入されていないだけだったら、調査票のレイアウトデザインが悪いということになります。「丸を記入してください」と分かりやすいように調査票を設計する必要があることになります。しかし、繰返しとなりますが、障害者関連の項目の追加の目的は、障害者本人及びその家族の状況を明らかにし、つまり障害者がいるかどうかを明らかにして、障害者自身の自立支援や障害者のいる世帯への支援方策の検討に資するということですよ。ですから、障害者が世帯の中にいるかどうか、何らかの形で本当は仕事しているかどうかという点は、各世帯員、同居していれば、世帯員の仕事の有無も他の調査項目で分かるので、その辺りも含めて明らかにして、障害者のいる世帯への支援方策を検討する資料にしたいということで、この設問に選択肢を追加されたということですよ。

一方、学校基本調査はまた違う調査です。教育委員会を通じて各学校に配布され、各学校に記入してもらっています。その調査と比較して、出現率が5割だからと項目から除外するという御説明では、なかなか理解が得られないのではと思うのです。逆行してしまうと思うのですよね。

例えば、代替案として、障害者本人が世帯にいらっしゃるかどうかを調査項目に追加するということではどうなのか。私の記憶が正しければ、今回削除する項目を追加するときと同じ議論をしたような気もいたしますが、障害者がその世帯にいるのかわかるといいたいのであれば、そのままストレートに調査項目とした方が良いのではないのでしょうかとしたところ、この学歴の設問で調査することとされたような記憶をしているのです。

障害者に関する統計は、かなり今、ニーズが高くなっていますし、非常に重要だということは、もう避けようのない事実ですので、この項目を削除してしまうというのは、かなりの強い理由がないと厳しいのではないかと思います。今の北村委員の御指摘は、障害者に関する項目が追加された事によって、回収率が何ポイントか下がってしまったというよ

うな理由でないと、説明がつかないのではないですかということだと思います。御説明のような捕捉率が云々という理由で削除するのであれば、逆に言えば、自分たちの調査票レイアウトのデザインが悪いと告白しているようなものです。

○北村委員 補足しますと、国民生活基礎調査の中で調べることが大事で、該当する障害者が何人いましたという数値だけ分かればいいという話ではないと思います。

○白波瀬部会長 そうですね。ですから、本当は学校基本調査と比較できるような学歴の設問に選択肢を追加するというのではなくて、もう少し大枠の設問で、世帯における障害者の有無の把握が必要ではないかと思うのです。これについては、同じ議論を確か前回諮問の際の部会でも行ったと思うのです。それで、調査実施者としては、学歴に関する設問の箇所に選択肢を盛り込むことで是非行きたいという理由があったと思うのです。確かあったと記憶しているのです。ですから、そこは御説明いただいて、もし学歴の設問でうまく実態把握ができないということであれば、改善するということになると思いますけれども、いかがでしょうか。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 前回の平成28年大規模調査の議論のときに、障害のある・なしを直接に世帯調査において聞くのが非常に難しいという御意見が嶋崎委員からもあったかと思います。そこで、この「教育」という学歴についての設問の中で、特別支援学校・特別支援学級に入っている方なり、卒業している方を把握し、その延長線上から、就業関連を見ていくとして、この項目を入れたという経緯があります。直接、障害の有無を世帯調査で設問とする方が、大変にハードルが高いと考えています。

○白波瀬部会長 平成28年当時はそういった状況だったのですけれども、今はその辺りは何か若干違ってきているのではないかと思います。本日は時間がもうありませんので、この障害者関係つきましては、再整理していただきたいと思います。今回、御説明のような理由で削除するのは、多分、かなり厳しいと思います。世の中の要望に反すると思います。障害者の有無も、私は聞いたら良いと思うのです。統計ですから、実態把握をされたいのですよね。そこは気持ちとしては変わっていないのだけれども、これだけの調査規模で世帯の実態を把握できる強みはあるかと思うのです。ただ、いろいろ難しい問題も出てきているとは思いますので、再整理していただけますか。このままでは審議を進めることができませんので、障害者の項目の削除については、次回の部会において再審議とさせていただきたいと思います。

非常に重要な内容が盛りだくさんでした。部会長としては、これ以上は短縮することができませんので、予定の時間を超過しましたが、今日の審議はここまでとさせていただきます。皆様方、予定時間を超過し、申し訳ありません。御協力に大変感謝申し上げます。

本日の審議内容の中で、調査実施者に改めて確認・整理していただく事項につきましては、調査実施者から次回部会において回答をお願いしたいと思います。その上で、当該回答を踏まえ、引き続き審議した後に、残された論点について審議を行うことにします。

審議内容はたくさんありましたので、優劣を付けさせていただいた上で、最終的には答申をまとめる形になるかと思います。今日、再整理をお願いした事項につきまして、資料の作成をどうかよろしく願いいたします。

最後に追加ですけれども、審議内容につきまして、お気付きの点等ありましたら、いつも短期間となり申し訳ありませんけれども、来週26日月曜日までに、事務局まで電子メール等によって御連絡を頂ければ幸いです。

もし今日の議論についてももう少し御質問、御意見ありましたら、同様に11月26日までに御連絡ください。

本日の部会の議事概要については、事務局からメールにて照会させていただきますので、御確認よろしくお願いたします。

本日の審議内容につきましては、11月22日に開催予定の統計委員会で、私から報告をさせていただきます。

それでは、次回の部会について、事務局から連絡をお願いいたします。

**○小日向総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官** 次回の部会は、12月6日の木曜日の10時から、この会場で開催させていただきます。次回は、今、部会長からお話がありましたとおり、本日、調査実施者において改めて確認・整理が必要とされた事項について審議した後、残りの論点について審議したいと思います。

また、本日お配りしました資料につきましては、次回の部会でも使いますので、忘れずにお持ちいただきますようお願いいたします。また、荷物になるようであれば、そのまま残しておいたままにしていだければと思います。

1点お願いですが、席上配布資料は、後ほど回収させていただきますので、机の上に置いたままにしていだければと思います。

事務局からは以上です。

**○白波瀬部会長** ありがとうございます。それでは、以上をもちまして、本日の部会を終了いたします。ありがとうございます。